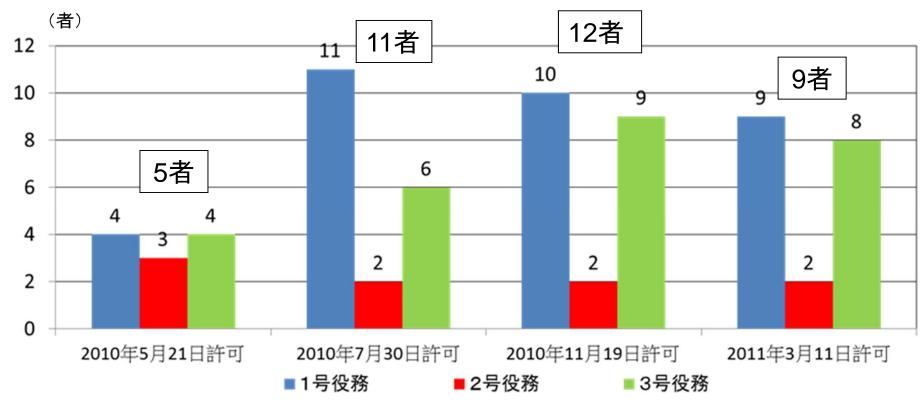
平成22年度の主な動向 (総務省の取組)

平成23年9月6日総務省情報流通行政局郵政行政部信書便事業課

1 特定信書便事業の事業許可等①~実績

- 平成22年度は4回の審議会が開催され、計37者が新規に許可を取得。
- 1号役務と3号役務の許可件数が多い。
- 1号役務では公文書集配が多い。また、3号役務では広域急送便が多い。



(参考)本社所在地別・参入事業者内訳(平成23年3月31日現在)

北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	計
26	8	107	6	12	29	66	25	8	53	6	346

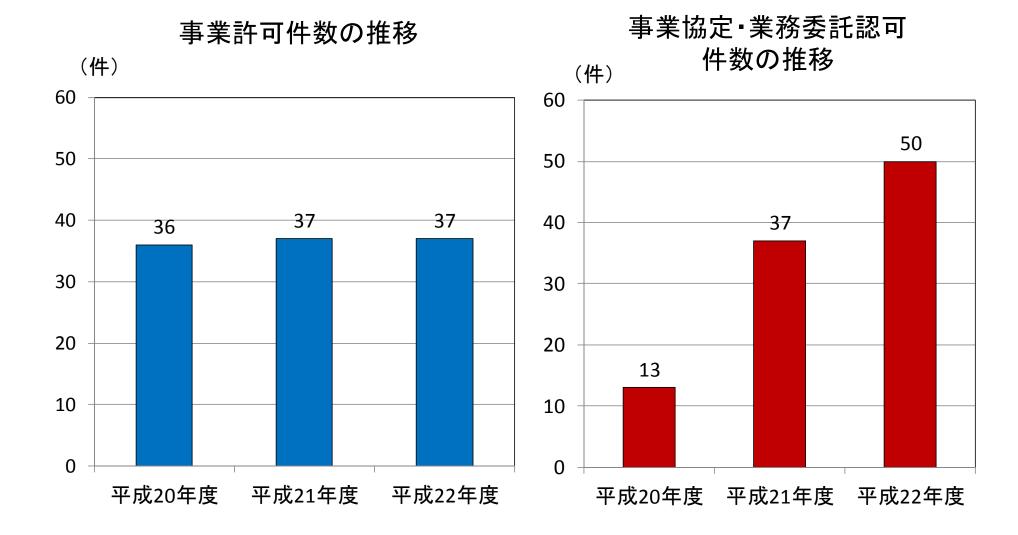
1 特定信書便事業の事業許可等②~件数の推移

- 〇 平成22年度の特定信書便事業の許認可件数は合計176件。
- 〇 事業許可件数、信書便約款の設定·変更件数及び信書便管理規程の設定·変更の認可件数はほぼ横ばい。
- 〇 事業協定及び業務委託の認可件数が50件と約35%増加。提供区域の拡大のために これらの認可を受ける事業者が増加したためとみられる。

種類別の許認可件数の推移

(単位:件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
特定信書便事業の許可	36	37	37
事業計画の変更の認可	2	6	5
信書便約款の設定・変更の認可	39	43	42
信書便管理規程の設定・変更の認可	40	44	42
事業協定・業務委託の認可	13	37	50
計	130	167	176



2 平成22年度の主な周知広報活動①~説明会の開催

- 1 信書便制度説明会(利用者向け)
- 全国15箇所で実施し、260団体(自治体55%、国の機関17%、その他 28%)が参加。

	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	沖縄	計
回数	1	2	2	2	1	2	2	2	1	15
団体数	13	35	26	15	19	49	40	44	19	260
(内訳) 自治体 国の機関 その他	12 0 1	29 0 6	16 3 7	6 3 6	18 0 1	36 11 2	9 16 15	13 5 26	4 7 8	143 45 72

(参考)利用者参加団体数の推移

年度	16	17	18	19	20	21	22
団体数	267	227	239	386	263	185	260

2 平成22年度の主な周知広報活動2~個別訪問活動

2 民間企業等への個別訪問

- 大口利用者として見込まれる企業の本社(コンプライアンス部門、総務部門)及び地方自 治体等を個別に訪問して、信書の定義及び具体例並びに信書便制度の概要及び特定信書 便事業のサービス例を説明。
- 〇 平成22年度は131者に対して実施(地方自治体等50者、レセプト取扱機関29者、金融機関9者、公的団体7者、事業者団体7者 等)。訪問企業・団体の約7~8割が信書・信書便制度を知らない状況。説明時の各法人の反応は、総じて、信書や信書便制度の理解が深まったとの発言あり。

	本省	北海道	東北	関東	信越	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	計
訪問件数	14	5	17	15	11	10	3	12	29	13	2	131
(内訳) 自治体等 レセプト関係 金融機関 公的団体 事業者団体 その他	3 6 1 3 1 0	0 5 0 0 0	9 4 0 0 0 4	4 0 1 2 1 7	6 4 0 0 0	2 0 5 2 0	0 0 0 0 0 3	5 0 1 0 6	17 5 0 0 5 2	4 5 0 0 0 4	0 0 1 0 0	50 29 9 7 7 29

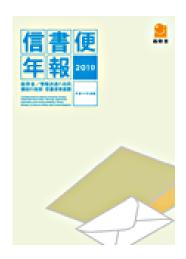
2 平成22年度の主な周知広報活動③~その他

3 信書便年報の発行

今年度も引き続き信書便年報を発行し、 信書便事業の現状について、説明やデータ を掲載する他、代表的なサービス例、利用 者・事業者へのインタビュー記事などのト ピックスを織り交ぜて紹介。

都道府県及び特例市以上の地方自治体 (170箇所)並びにこれらの自治体の図書 館(170箇所)、信書便事業説明会(利用者 向け:262者参加)、個別訪問活動の訪問 先等に配布。

なお、総務省のHPに全文を掲載。 (URL:http://www.soumu.go.jp/yusei/nenpou.html)



4 周知用ポスター等の作成

信書差出しルールを一般国民に広く知ってもらうことを目的に、周知用ポスター(B2版)と縮小版チラシを今年2月に作成。

都道府県及び特例市以上の地方自治体 (170箇所)、郵便局等(3,650箇所)、個 別訪問活動の訪問先にポスターを配布し、 掲示を依頼。

また、ポスター及びチラシは全国の特定 信書便事業者にも配布。

なお、総務省のHPにデータを掲載。 (http://www.soumu.go.jp/yusei/pdf/sinsho_chirashi.pdf)



特定信書便マークについて

- 特定信書便事業者からの、信書を取り扱うことが可能であることを明確に示す シンボル類の制定の要望に応え、平成22年3月5日、特定信書便マークを制定。
- 本マークは総務省が商標登録しており、特定信書便事業者は、商標に係る通常使用権の許諾を総務省から受けることにより、特定信書便マークを無料で使用可能。
- 〇 平成23年3月末現在、特定信書便マークの使用の許諾を受けた特定信書便 事業者は101者。







参考 郵便・信書便・メール便の取扱数の推移

内国郵便の平成22年度の取扱通数は198億通(前年度比3.7%減)。一方、信書便の平成22年度の取扱通数は628万通(前年度比23.8%増)であるが、郵便との比較では0.03%にしか過ぎない。なお、非信書のゆうメール・メール便は52億冊で前年度比2.1%増。

